

鳥取県町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、鳥取県町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

昭和三十八年 三月 十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年 三月十六日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県町村職員恩給組合」を「鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合」に改める。

附 則

この規約は、昭和三十八年五月一日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。